

# 事実認定における「真偽」の判断基準

— 伝統的真理論をふまえて —

宗 岡 嗣 郎

## 1. はじめに—誤判原因としての独断論

私は、担当科目の関係で、講義中、誤判に言及することはほとんどない。しかし、誤判について語る機会があれば、いつも学生たちに問いかける。どうして誤判はなくなるのだろうか、と。学生たちの意見はいつも興味深い。その中には、少数ながら、エリート裁判官が「誤まる」ことへの素朴な驚きの声がある。裁判官が「エリート」か否かは別論だが、司法試験は難関の資格試験であり、裁判官は成績上位者で占められている。だから裁判官の多くは理性的判断の訓練を受けた成績の優秀な人たちである。これが学生たちの「驚き」の根拠になるわけだが、最近、私は、むしろ「優秀な人だから誤まる」のかもしれないと述べ、イマヌエル・カントの『純粋理性批判』がテーマとした超越論的論理学の内容について話すようにしている<sup>1</sup>。

カント自身の言葉を引けば、この主著の出版動機は、総合判断によって人間の認識領域を拡張させる「道具（オルガノン：Organon）」の積極的な意義を誇示することよりも、むしろ反対に、「理性の限界」という消極

1 ただし、私はカント哲学の徒ではなく、本稿の考察も、カント哲学を前提にするものではない。また、後にフッサールにも言及するが、本稿はフッサールの現象学を前提にするのでもない。ただカントやフッサールが示した論理学（すなわち事物に即した論理学：Sach Logik）の法解釈学上の重要性を強調するだけである。本稿は、その限度で、カントやフッサールに言及する。なお、カントの『純粋理性批判』からの引用は、もっとも普及している岩波文庫版（上・中・下—篠田英雄訳）に依拠し、割注で本文の中に示す（たとえば「カント上1頁」等と記す）。ただ、カントに限らず、翻訳書からの引用では、訳語の統一のため、本稿に引用された訳文は翻訳書の訳文と同じではない。

的な課題を明示して、18世紀のドイツ哲学界に蔓延した「まやかし」のような理性の「恣意的誤謬」の跳梁を防ごうとすることにあつた（カント下89頁以下等参照）。カントは「独断論」というべき認識の「誤まり」を回避することが当時の形而上学の焦眉の課題だと考えた（カント上14頁）。ここに本稿がカントを参照する理由がある。現代刑事法学の研究者の1人として、権力を持った行政官や司法官による「独断論的な認識の誤まり」を目前にして、独断論の克服というカントの問題意識を継承したいと考えるからである。

さて、認識の「誤まり」という場合、1つの典型は形式論理に反する推論によって得られた認識である<sup>2</sup>。形式論理学は「真の認識」に至るための論理的な「標準（カノン：Kanon）」だから、それは「真理」への不可欠の条件である（カント上131頁）。したがって、形式論理学に反すると、その認識は完全に「誤まり」である。しかし、現実問題として、哲学者のような「理性的判断の訓練を受けた人」が形式論理的なミスをすることはほとんどない。同じことは裁判官にも言える。ところが、実際の判決文を読むと、ある認識がある推論から導かれたとき、推論の過程に形式論理的なミスがなくても、裁判官（判決）の認識が「誤まり」であることは少なからずある。たとえば「誤判」とされた判例がそうだが、多くの場合、そこに形式論理的なミスがあるわけではない。それでは、どうして、誤判は生じるのか。裁判官は、理性的判断の中で、自己の事実認定を「真である」かのように思い込み、自己の考察が「まやかし物（Blendwerk）を作成している」にもかかわらず、その「迷妄」性に気づかないという事態が生じているからである。

形式論理学は認識の一切の内容を捨象した「思惟の形式」を示すが、他方、カントのいう「総合判断」の形式で表示される個別的な認識の場合（判決もそうである）、その内容の「真偽」は「認識と認識対象たる事実との一致」の有無で決まる（カント上226頁以下）。少なくとも、日常世界に

---

2 カントは「一般論理学」と表記するが、以下、本稿では広く普及した「形式論理学」と表記する。

における「事実の認識」に限定すれば、この「一致」が認識の「真偽」を決める唯一の基準であると断言してよい。つまり、ある認識が形式論理に即応しており、したがって推論の中に自己矛盾が含まれていなくても、その認識内容が認識対象としての「事象 (Sache)」と「一致しない」のであれば、この認識は「偽」である。

カントは、認識内容を捨象したところに成り立つ「形式論理学」とは別に、認識内容を捨象することなく、経験的な認識対象に即して成り立つ論理学を「超越論的論理学」と名づけた<sup>3</sup>。そして、この論理学の中で、個々の認識内容の対象が「直観に与えられている」場合を「超越論的分析論」もしくは「真理の論理学」と名づけ、それが「直観に与えられていない」場合を「超越論的弁証論」もしくは「仮象の論理学」と名づけた（カント上127-135頁）。カントにとって、「真理とは認識とその対象との一致」である<sup>4</sup>。これに対し、「仮象の論理学」は「まやかし物を真理の外観で装う詭弁術」であり（カント上133頁）、認識を完全な「虚偽」へと誘導させる論法である。しかも、この「虚偽」への誘導は、人間理性にとつ

3 マルチン・ハイデガーは、カントの形式論理学を認識の「形式的な正しさ (formale Richtigkeit)」に対応するものとして、「超越論的論理学」を「事象内実的な真理 (sachhaltige Wahrheit)」に対応するものとして整理する。ハイデガー『カントの純粹理性批判の現象学的解釈』（石井誠士・仲原孝・セヴェリン＝ミュラー訳：全集25巻）199頁以下参照。なお、これは、マールブルク大学における1927/28年の冬学期における『純粹理性批判』の詳細な哲学的考察を含む講義録であり、これをベースにして、翌1929年、ハイデガーは『カントと形而上学の問題』（門脇卓爾・ハルムート＝ブフナー訳：全集3巻）を公刊した。ハイデガーは、19世紀の新カント主義的なカント解釈とは異なり、『純粹理性批判』をオントロジーの観点から解釈して、当時の学界に大きな影響を与えた。そのことは、今や誰もが知る哲学史上の事実であり、本稿では、特に新カント主義のカント解釈が感性的な「直観」を軽視したことを厳しく批判する点、ハイデガーのカント理解を本稿でのカント理解の土台としたことを記しておく。ゴットフリート・マルチン『カントー存在論および科学論』（門脇卓爾訳）188頁以下、ハイデガー『物への問い』（高山守・クラウス＝オピリーク訳：全集41巻）153頁以下などを参照。

4 Vgl. Kant's gesammelte Schriften, Akademie Ausg. Bd. 16, Refl. 2127ff., Reinhard Hildscher, Kants Begründung der Adäquationstheorie der Wahrheit in der transzendentalen Deduktion der Ausgabe B, 1993, Kant-Studien 83, SS.428ff., 431f., Robert Hanna, Kant, Truth and Human Nature, British Journal for the History of Philosophy, 2000, pp. 225-250.

て「自然的であり (natürlich)、避けることのできない錯覚 (Illusion)」の典型的産物である。つまり、「およそ人間の理性につきまとして除きようのない」ような「誤まり」の種類であって、その誤りが暴露された後でも、「そらぞらしいことを言って人間理性を欺き」続けるほど「質の悪い誤まり」である (カント中15頁以下)。

本稿が考察する「誤判」事件における裁判官の「事実誤認 (虚偽認識)」は、カントの言葉を借りれば「仮象の論理学」の産物であり、カントが嘆くとおおり、まことに「質の悪い誤り」である。誤判事件は、カントが対峙した18世紀の哲学者と同様、裁判官の形式論理的なミスではなく、認識内容たる事実認識の「真偽」に関するミスとして、つまりカントの言う超越論的論理に関する「誤まり」に起因する。そういうケースがほとんどである。要するに、裁判官は、超越論的分析論に依拠しているつもりで、知らぬまに超越論的弁証論に落ち込むことがある。これが以下に考察する誤判の論理構造である。

そこで、まず、超越論的弁証論つまり「仮象の論理学」に立つ判例を概観しながら、それに対して「真理の論理学」に立つ判例を対比させることによって、誤判の原因が実在的事象の「直観 (直視)」の欠如にあることを示そう。およそ「事実」を正しく認識するためには、カントが指摘するとおおり、直観が不可欠である。このことを確認した上で、最後に、エトムント・フッサール『論理学研究 I・II』の中に誤判を回避する実践的な示唆があることについて論じたい。

<注記>本稿では、以下、「東近江事件」の事実関係を検討する。ただ、この事件では、現時点(2020年8月24日)で、すべての確定判決が未公開である。したがって、不正確さは残るが、第2次再審請求審において請求を棄却した大津地裁決定(大津地決平成27・9・30判時2385・113)と請求を認めた大阪高裁決定(大阪高決平成29・12・20判時2385・101)から事実関係を引用し、前者を「①」と表記し、後者を「②」と表記して、「判例時報2385号」の頁数を記して引用する。なお、再審無罪判決(大津地判令和2・3・31 TKC 25565177)は「③ LEX/DB」と表記し、A4判で正規印刷した頁数を記す。

## 2. 誤判を生み出す原因—捜査・立件・公判の中で

### 2.1. 東近江事件—「死因」は何であったのか

刑訴法は「事実の認定は証拠による」と規定する（刑訴法317条）。だから、たとえば殺人事件なら、死体は最大の証拠であり、死亡診断書や死体検案書などは事実認定における死因特定のもっとも重要な証拠となる。ところが、実際の判決を見ると、死因が医学的に特定されたケースばかりではない。証拠上、死因が特定されず、そのことが有罪無罪の争点になることもある。その具体例として、先日、再審請求人の「犯人性以前に、患者が殺害されたという事件性すら証明されていない」（2020・4・1 毎日新聞社説）と述べて、請求人を無罪とした東近江事件（以下「本件」とも記す）を取り上げ、その内容を概観しよう<sup>5</sup>。

本件は、大阪高裁が再審開始を認め（②102頁）、最高裁が検察の特別抗告を棄却したので（最決平成31・3・18 TKC 25562530）、再審開始が決定され、大津地裁で再審公判が始まった。審判では、当初、検察は争う姿勢を示していた（2019・9・21朝日新聞朝刊）。しかし、その後の協議で「検察側が有罪主張の根拠とする新証拠を出さない方針」（2019・10・1朝日新聞朝刊）を示したので、事実上、検察は有罪立証をあきらめたようである。さらに検察は裁判所と弁護団に「新たな有罪立証をせず『（再審の）早期終結を希望する』」と伝えたとのことである（2019・10・23朝日新聞夕刊）。実際、再審公判は2020年2月3日に始まったばかりだが、2月10日の第2回公判で検察の求刑がないまま結審した（2020・2・11朝日新聞朝刊）。そして、3月31日、大津地裁は無罪判決を出した。

事件は、滋賀県愛知郡湖東町（えちぐんこうちょう：現在の東近江市）のK記念病院3階E病棟において、慢性呼吸不全による重篤な症状

5 中日新聞では、東近江事件につき「西山美香さんの手紙・供述弱者を守れ」という優れたルポルタージュを不定期で連載し（以下、「前掲ルポ」として引用する）、丹念に訴訟資料の裏付けを付して、鋭い問題提起をしている。是非、参照されたい。

で入院加療中であった A（当時72歳）が死亡したことに始まる。A は、入院当初から意識がなく、脳は「ほぼ全域が壊死」し、「完全な植物状態で、脳死状態に近く」、「人工呼吸器からの酸素供給に依存して生存」をなんとか維持している状態であり、心電図は装着していなかった。そして、平成15年5月22日午前4時30分ころ、当直責任者であった看護師 B は、A がベッド上で心停止の状態になっているところを発見した。B は、ただちに当直医師を呼び、人工呼吸器の「管が外れていた」が「アラームは鳴っていないかった」旨を伝えた。医師は、状況を把握して救命措置を施し、一時的に心拍動が再開したが、A は蘇生せず、死亡が確認された（①114頁）。

## 2.2. 捜査一根柢なき「見込み」と「供述調書」による補強

滋賀医科大教授（法医学）C は、翌5月23日に A の遺体を解剖し、後に作成された鑑定書に、「死因として、急性の心停止状態が発生して死亡した」こと、その原因として「人工呼吸器停止や管の外れ等に基づく酸素供給欠乏が一義的原因と判断される」（①114頁）と記し、死因を「窒息死」と認定した。この死因の特定について、確定1審公判で、C は、A の異常が発見された時、B が医師に人工呼吸器の「管が外れていた」と報告していたことを知り、そのことを考慮して死因を判断した旨の供述をした（②105頁）。

ところで、この人工呼吸器は、「管（フレックスチューブ）」が外れた場合、空気圧の変動に反応して「大きな音のアラーム音が鳴る機能」を備えていた。実際、当日の午前2時30分ころ、呼吸器の管が外れたことに反応してアラームが鳴ったし（②103頁）、事件後の検査でも、アラーム機能は正常に作動した。しかし、A の異常を発見した B は、発見時に、アラームは鳴っていないかったと述べ、他2名の宿直職員のみならず入院患者の家族もアラームを聞かなかった。これだけの初期情報しかないのに、捜査本部は、病院スタッフがアラーム音を聞き逃したという空想的な「見込み」を立て、病院職員による業務上過失致死事件という「ストーリー」のもとで本件捜査を始めた。捜査報告書をもても、警察は、アラームが「鳴って

いた」と仮定している。その上で、それに気づかなかったBに過失があると考えていた<sup>6</sup>。しかし、この種の空想的な「見込み」や「ストーリー」を想定しても、事件が解決するはずはない。実際、捜査は膠着状態となり、Aの死亡から1年近くが経過した。

しかし、多くの誤判事件と同様、警察は初動捜査での「見込み」を一貫して保持した。Aが死亡した時、当直者は3名であり、内1名は仮眠室で寝ていた。だから、警察は、最初の発見者であるBを第1の容疑者、Bの補助スタッフであったN（当時24歳・女性）を第2の容疑者と見立てていた（②110頁）。Nは資格の不要な「看護助手」としてK記念病院に勤務しており、警察は、補助者のNから「アラームが鳴っていた」という供述を得ることができれば、居眠り等でアラームに気づかなかったという不注意、つまり「Bの過失」を立証できるとの「見込み」を持っていた。そこで、B・Nに対して厳しい取調べが続き、消耗したB・NはK記念病院の精神科を受診している。この頃のNの診療録には、警察官から「遺族の気持ちになったらアラームが鳴っていないとは言えないだろうなどと詰め寄せられた」旨の記載が残されており（②109頁）、警察は、アラームが鳴っていたはずだという「見込み」にもとづく強要的・誘導的な捜査を続けていたことがわかる。

6 平成15年9月4日にK記念病院がまとめた資料によると、この時期の捜査は看護婦「Bに対し『アラームは鳴っていた』との供述をするよう」に強く迫り、また看護助手として当日勤務していたNに対しても『『Bから鳴っていないかったことにしよう働き掛けをうけた』との供述をするよう、不当な威嚇と執拗（しつよう）な強要がなされ」ており、Bは「今なお精神科医師によるカウンセリングを受けている」と書かれている（再審開始決定にも同旨の指摘がある：②109頁）。あきらかに警察はBを犯人と「見込み」を付けている。なお、ここに「今なお」と書かれているのは、平成15年9月の時点のことであり、その後、平成16年の5月に、Nがアラーム音を「聞いた」と供述させられるのだから、驚くべきことに、滋賀県警はNを含む3名の看護職員に対し、1年以上も、上記資料に記されたような威嚇と強要を交えながら、同じ質問を繰り返して続けたことになる（この「止むことなき反復」が警察の取調べの1つの典型である）。第三者である入院患者の家族からも、午前4時ころ、アラームが鳴ったという証言はなかったにもかかわらず、アラームを「聞き逃した」という最初の「見込み」の下で作られた業務上過失致死の「ストーリー」を延々と1年以上も持ち続けていた。とても「まともな捜査」と言える実態はない。中日新聞「前掲ルポ」2017・7・9朝刊参照。

これが捜査の実態であった。そして、この状況が続く中で、平成16年5月11日、県警本部から出向していたY刑事に巧みに誘導され、Nはついに「アラームは鳴った」と供述してしまった<sup>7</sup>。警察はN供述を得てBを追い詰めた。Nは、自分の虚偽供述により、Bが厳しい取り調べを受けていることを知り、自責の念に駆られて、6月19日、「アラームは鳴っていないかった」と供述を訂正した。しかし、警察はNの訂正を無視し、またY刑事はNを厳しく叱責した。Nは、供述の変遷を繰り返しながらパニック状態になり、7月2日、突然「事故ではなく管を外して殺した、アラームは鳴り続け」と供述し(②110頁)、Aを殺害したと自白した<sup>8</sup>。ただし、その後も、Nの供述は「多数の点でめまぐるしく変遷」する。しかし、「管を外して殺害した」という「自白」の核心部分が維持されたため、7月6日、滋賀県警愛知川署はNを逮捕し、7月27日、大津地検は殺人罪でNを立件した。

Nの犯人性は、指紋その他の物証ではなく、事実上、この自白によってのみ支えられているにすぎないが、検察はこれで公判を維持しようと判断したのだろう<sup>9</sup>。

### 2.3. 公判一調書の形式論理的整合性の検証

1審公判が始まり、第2回公判以降、Nは起訴事実を全面的に否認した。しかし、確定1審(大津地判平成17・11・29未公開)は、Aを解剖したC

7 中日新聞「前掲ルポ」2017・5・14朝刊によると、NはY刑事から「鳴っていたはずやと言われ、うそをついてしまいました」と述べるが、実態は「怒鳴られ、怖くなったから」であった。Y刑事は「別の事件の取り調べで無実の男性の胸ぐらをつかんで蹴り、懲戒処分を受けたこわもてだったが、優しい顔も巧みに使い分ける取調官だった」とされている。また、本稿では考察しないが、大阪高裁決定が触れているように(②112頁)、NがY刑事に好意をもっていたという特殊な状況があったことも無視しえない点であった。再審無罪判決では、Y刑事がNの「特性や恋愛感情に乗じて、Nに対する強い影響力を独占し、その供述をコントロールして」、「虚偽供述を誘発」させたこと認定した(③LEX/DB 27頁以下)。

8 この部分、中日新聞「前掲ルポ」2017・5・21朝刊、同2017・7・9朝刊参照。

9 実際、本件確定諸判決の公判では、検察の想定どおりに進んだ。確定諸判決は、事実上、N自白のみで有罪を認めており、現代の刑事裁判実務では、憲法38条1項はほとんど無視されているに等しい。

の鑑定書および公判供述調書に依拠し、Aの死因が人工呼吸器の管を「引き抜いて酸素供給を遮断」して「呼吸停止の状態に陥らせ」、よってAを「急性低酸素状態により死亡させ」と認定した（①113頁）。この認定は、あきらかにC鑑定とN自白がベースである。ただ、N自白のように、人工呼吸器の管が外されたのであれば、ただちにアラームが鳴るはずであり、現に確定判決では「鳴った」と認定されているのだが、3階E病棟にいた入院患者の家族も含めて、2時20分に鳴ったアラーム以外に、誰もアラームを聞いていない。

これは大きなネックである。そこで、警察は、逮捕直後のNに対し、呼吸器の「管を外し、アラームは鳴り続けた」という自白当初の供述（7月2日付）を変更させた。さすがに「アラームは鳴り続けた」という供述内容は維持しえないので、呼吸器の「管を故意に外し、その後でまたつないだ」（②110頁）という供述（7月6日付）に変えている。そして、この供述変遷に合わせて、これまで「管が外れていた」と供述していたBから、管が「外れていたかどうかははっきりしない」という供述（7月6日付）に変えさせてN自白を補強した（②106頁）。こうして、検察は、Nが「管を外し」てAを窒息死させたが、その際、アラームが鳴らないように、人工呼吸器に備えられている消音システムを使ったという新たな「ストーリー」に作り変えて、それを公判で主張した。

この検察ストーリーの内容を確認しておく、本件人工呼吸器には消音ボタンが付いており、アラーム音を消すことができた。消音効果は1分続き、「1分経過前に消音ボタンを押せば」、連続して「アラームが鳴らない仕組み」であった。確定1審判決は、この消音システムを使って、Nが人工呼吸器から「接続されていた管を抜き、最初に鳴るアラームが鳴り始めるや消音ボタンを押して直ぐに止め」、その後、「頭の中で1秒、2秒と数えて、1分が近づいたら再び消音ボタンを押す」という方法で、「同じことを繰り返して3度目又は4度目の消音ボタンを押したところで、Aの様子を見て死んだと思い、外していた管を元通りに」つないだというN自白に信用性を認め（②103頁）、Nを有罪とした。懲役12年の判決であっ

た。Nは、控訴・上告したが、いずれも棄却され、有罪が確定した<sup>10</sup>。

先に、自白調書だけでNは立件されたと記したが、この時期、松尾浩也の「精密司法」という奇妙な標語の下で、調書に記された断片的な言葉と言葉の整合性が確認されれば、大きく有罪方向に傾くのが刑事裁判実務の実態であった。実際、多くの公判で、物証がなくても、供述調書間の内容の整合性が確認されるだけで有罪判決が書かれている。本件では、N自白とC鑑定が一致したことを決定的な根拠とするのだろうが、蓄積された誤判例を参照するまでもなく、C鑑定の内容を知っている捜査官が鑑定書に適合した自白調書を取ることは簡単にできることである。

#### 2.4. 再審請求審—誤判性の立証

その後、再審請求審に移り、第1次再審請求は3審とも簡単に棄却されたが、平成24年9月28日、Nは和歌山刑務所から、第2次再審請求を提起した。弁護団（主任：井戸謙一）は、Nの「自白調書は信用性ないし任意性を欠く」とし、Aが「痰の詰まりによる気道閉塞や人工呼吸器の故障等他の要因によって死亡した可能性」があり（①114頁）、また検察側の鑑定にすら「心筋梗塞や致死的不整脈を起こした可能性」に論及した箇所が含まれることを指摘していた（①120頁）。しかし、大津地裁（川上宏裁判長）は、いずれの主張も認めず、第2次再審請求を棄却した。これに対し、Nは即時抗告し、大阪高裁（後藤真理子裁判長）は、冒頭の三者協議において、検察および弁護人に「致死性の不整脈によって死亡した可能性について問題意識を持っている」ことを告げている<sup>11</sup>。そのため、即時抗告審では、弁護人は「致死的不整脈により死亡した旨の主張を補充し、検察官はこれを否定する主張」をした（②105頁）。そして、大阪高裁は、両者の主張を詳細に検証した上で、原審および当審に提出された証拠からA死亡の原因が「致死的不整脈」である可能性を排除しえないと判

10 検察が公判でどう主張したかは不明だが、確定判決の認定では、誰も聞いていないアラーム音が「鳴った」と認定されている。この認定の根拠は、自白以外、何もない。

11 中日新聞「前掲ルポ」2019・1・20朝刊参照。

示した（②105頁）。

この時、本件は急転回したが、高裁決定の根拠は、実は、確定有罪諸判決が立脚したC鑑定の中にあった。C鑑定は、解剖の結果、Aのカリウムイオンの血中濃度が低いと指摘し、医学的には当然のことながら、「不整脈死の可能性がある」ことを記載していた。しかし、Cが確定1審公判で供述したように、鑑定書の内容は、Bが医師に報告したという人工呼吸器の「管が外れていた」旨の伝聞の未確認事実を参考にして、その上で、酸素供給が途絶し、低酸素状態による急性心停止をもたらした点を強調している（②103頁）。あきらかにC鑑定書は死因を「管が外れた」ことによる窒息死と判断しながら、C鑑定には、自らが指摘した不整脈死の可能性を検証し、最終的にその可能性を否定した形跡はない<sup>12</sup>。つまり、C鑑定では、Aの死因が致死的不整脈であった可能性は排除されていないことになる。

弁護側は、即時抗告審で、本件の死因として、「確定判決の認定した酸素供給途絶による心臓の停止だけではなく、致死的不整脈により心臓が機能しなくなった場合が含まれる」という新たな鑑定書を補充的に提出した。さらに、弁護人のみならず、「検察官が原審に提出した（検察側の）証拠」の中にも、「致死的不整脈を起こした可能性」を指摘する論文や意見書が含まれていた。つまり、医学的には、Aは致死的不整脈によって死亡した可能性が残っており（②108頁）、その限りで、死因を窒息死とするC鑑定の「証明力は揺らぎ」、A死亡の「原因が酸素供給途絶にあることは証明されていないことが明らか」になった（②105頁：傍点は引用者）。大阪高裁は、こう判示して、C鑑定のように本件死因を窒息死と断定されなくなった以上、Nを「本件の犯人であると認めるには合理的な疑いが残っている」とし、再審開始を認めた（②113頁）。検察は特別抗告を申立てたが、最高裁が棄却し（最決平成31・3・18TKC25562530）、再審開始は決定した。そして、前述のとおり、検察がNに対する有罪主張を放棄したので、大津地裁はNに無罪を言い渡した。

<sup>12</sup> 中日新聞「前掲ルポ」2019・1・20朝刊。

### 3. 刑事裁判における「犯罪の証明」と真理論

#### 3.1. 「犯罪の証明」－これだけが有罪判決の前提である

周知のとおり、刑事訴訟法は、「事実の認定は、証拠による」（刑訴317条）と規定し、さらに、裁判官が直面する個々の「証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる」（刑訴318条）と規定する。いわゆる「自由心証主義」の規定だが、しかし、たとえ裁判官が有罪の「心証」を形成したとしても、それだけでは、有罪の判決は書けない。刑事訴訟法は、ただ「犯罪の証明があった」時にのみ、有罪判決を書いて「刑の言渡し」ができると規定する（刑訴333条）。したがって、主観的な有罪の心証がどれほど強くても、「犯罪の証明がない」のであれば、裁判官は「無罪の言渡しをしなければならない」（刑訴336条）。つまり、有罪と無罪の最終的な分岐点は、裁判官の主観的な心証形成ではなく、客観的な「犯罪の証明」の有無にある。これが刑訴法の規定である。そして、上記の大阪高裁決定も同じ認識で、死因が「窒息死」だと証明されない以上、窒息死を前提にしたN自白の真実性には決定的な疑念が生じたと判示した。換言すれば、確定諸判決において、Nの有罪性は証明されていないと指摘したのである。大津地裁の無罪判決も同じことを記している。

このように「犯罪の証明」は有罪判決の前提である。しかも、証明とは、被告人の犯人性が「通常人ならば誰でも疑を差挟まない程度に真実らしい」（最判昭和23・8・5）というレベルで明示することだから、これは、心証形成のような主観的な判断ではなく、少なくとも「共同主観的」という点で、「客観的」な判断である。したがって、裁判官が有罪判決を書く場合、「被告人は犯人である」ということが「通常人ならば誰でも疑を差挟まない程度」に「客観的に「真である」と「証明」されていなければならない<sup>13</sup>。

13 もともと「証明」とは、理由と帰結の間に、客観的に承認された関係が対応することを明示しなければならないので、証明の客観性は当然の前提である。

問題は証明の対象である。ここでは、あまりにも「当然のこと」だが、裁判官が「真である」と最終的に証明すべき対象は訴追者（検察官）の主張だということから考察すべきだろう。何故なら、「真理」とか「真実」に関して、わが国には伝統的な誤解があるからだ。かつて団藤重光は、現行刑事訴訟法が施行される直前に、有名な体系書を著し、次のように書いた。「証拠法の根本的な指導理念は実体的真実主義である。第1条に『事案の真相を明らかにし』と規定しているのはこれを意味する」<sup>14</sup>、と。そして、団藤は「実体的真実主義」の内容を「絶対的な客観的真実に接近しようとする事」だと捉え、いわば事件の「本当の姿」もしくは「あるがままのもの」としての客観的な「真実の存在形態」に「できるだけ」接近することを要請した。「真相」は「事象 X」だと考えられている。裁判官は、その「事象 X」に向かって接近し、そこに到達すべきだと考えられた。

わが国では、学説でも実務でも、この「事象 X」を客観的な事件の「本当の姿」と捉える団藤の理解が圧倒的な通説であった<sup>15</sup>。たとえば、『中公新書』の1冊として、「実体的真実主義」を平易に解説した佐藤欣子の著書を見よう。佐藤は、古くから「日本人は裁判に実体的真実を求め」たのであり、日本人にとって、「公正な裁判」とは「客観的真実にもとづいた裁判」であったと書く<sup>16</sup>。あきらかに「事案の真相」は事件の「本当の姿」としての「事象 X」だと捉えられている。しかも、佐藤は、検察官であったから、客観的真実にもとづく裁判という伝統が、戦前戦後を通じて、裁判官のみならず警察官や検察官の「職業倫理」もしくは「行動規範」になっていたと述べている<sup>17</sup>。しかし、東近江事件の捜査が示すとおり、わが国の警察官や検察官が「客観的真実にもとづく裁判」を求めたという

14 団藤重光『新刑事訴訟法綱要』130頁以下参照。

15 戦前の刑事法学をリードした小野清一郎も同じであり（小野『刑事訴訟法講義・全訂3版』12頁）、戦後の刑事裁判実務を崩壊させた最高裁長官田中耕太郎もまた同じである（田中『法の支配と裁判』142頁以下）。団藤は彼らの伝統を継承している。

16 佐藤欣子『取引の社会—アメリカの刑事司法』（中公新書）65頁以下参照。

17 佐藤『前掲書』69頁以下参照。

事実はない<sup>18</sup>。どこにもない。そもそも、「真理」は、団藤や佐藤が考えたような「絶対的な客観的真実」としての「事象 X」ではない。それは完全な誤解であり、この誤解が無数の誤判事件を惹起している。

### 3.2. 「真理」とは何か

もちろん、抽象的に「真理とは何か」と問えば、古来、様々な真理論があり、たとえばアウグスチヌスは団藤のように「客観的真実」を説いた<sup>19</sup>。しかし、哲学的「真理論」を全体的に概観するとき、団藤のように、「真」が「絶対的な客観的真実」として把握されることはほとんどなかった。哲学的「真理論」の大勢は、今も昔も、言語的に表現された「言明」に対する「性状」として考察されている<sup>20</sup>。その古典的な代表者アリストテレスは真偽を「事象そのもののうちにある」のではなく「ただ思考の内にある」

18 たとえば、東近江事件における滋賀県警の捜査を顧みればよい。警察は、事件直後の「見込み」から業務上過失致死の「ストーリー」を空想し、1年以上、Nを攻め立てた。ところが、3名の当直職員のみならず、入院患者の家族たちも「アラームは鳴っていない」と供述していた。もし、警察・検察が「本物の姿」を「真」だと考えていたのであれば、「アラームは鳴っていない」という供述が「真であり」、警察のストーリーが「真でない」と悟ったはずである。しかるに、1年以上も、Nを攻め立てたのは何故か。警察は「真理（真相）」を志向していないからである。実際、警察学校の講義では、警察官が被疑者を取り調べるとき、被疑者を『絶対に落とす』という、自信と執念に満ちた気迫が必要だと教えている（平成13年10月4日付の教本『被疑者取調べ要領―適正捜査専科生』3項による）。この教本にある「落とす」という言葉は被疑者に「被疑事実を認めさせる」ことであり、被疑者の主張を屈服させることである。したがって「被疑者の言うことが正しいのではないか」という疑問を持つことは、それだけで「負けである」と教えている（同4項）。ここには、捜査官の「見込み」もしくは「ストーリー」を断固として被疑者に押し付ける強烈な捜査機関の意思があり、さればこそ、「否認被疑者は朝から晩まで調べ室に出して調べよ（被疑者を弱らせる意味もある）」と指示し、そのために、捜査官も「平素から強靱な気力、体力を養っておく必要」を説く（同12項）。滋賀県警がBやNをどれほど「弱らせた」かを想起せよ。このような「教え」のどこにも「真理（真相）」への志向は見られない。わが国の警察は「真理」と無縁であることが確認されよう。

19 アウグスチヌス『ソリロキア（独白）』（清水正照訳・アウグスチヌス著作集1）397頁以下。

20 現代真理論については、より明確に、解釈学や言語哲学的な色彩を強めている。たとえば Donald・デビットソン『真理と解釈』（野本和幸ほか訳）、ウィラード・クワイン『真理を追って』（伊藤春樹・清水邦彦訳）などを参照されたい。

と記している。つまり、「存在するものを存在しないと言い、あるいは存在しないものを存在すると言うは偽であり、存在するものを存在すると言い、あるいは存在しないものを存在しないと言うは真である」<sup>21</sup>、と。このように、真偽は、「言葉」つまり「ロゴス」の中で、認識内容と認識対象とが一致しているか否かで決まる認識命題の性状である<sup>22</sup>。一致した場合が「真」であり、一致しない場合が「偽」である。

この真理論は、トマス・アクィナスによって「合致（一致）としての真理概念」へと彫琢され、スコラ学の中で確固とした地位を占めた。トマスによれば、あらゆる認識は、「認識する者が認識されるものと類同化する」ことによって完成するので<sup>23</sup>、認識のためには、まず「存在するもの(ens)」がなければならない<sup>24</sup>。トマスは、純然たる経験主義者として「生得観念」を否定し、人間の観念や認識が常に感覚に始まることを認める。それ故、認識は、「存在するもの」が認識者の感覚に受容されて、心の中

21 アリストテレス『形而上学（上）』（出隆訳・岩波文庫版）148頁、224頁以下参照。

22 アリストテレスは、このように、真理を、まず「命題（Satz）」に関するものとして、次に「思考と存在者が一致すること（Übereinstimmung）」として捉えた。ハイデガー『論理学』（佐々木亮・伊藤聡・セヴェリン＝ミュラー訳：ハイデガー全集21巻）12頁以下参照。なお、この「真理論」がアリストテレスに由来するかにつき、ハイデガーは疑問を提起している（『前掲書』134頁以下）。ただし、この点は、あまりに専門的であり、私には不明である。本稿では、アリストテレスの『命題論』（アリストテレス全集1巻収・山本光雄訳）に従って、「真」と「偽」は「ある・存在」か「あらぬ・非存在」かにかかわる命題についてのみ妥当するとし（『前掲書』85頁）、それ故、「命題」は「真」あるいは「偽」と語りうる文章だと定義することを踏まえて（『前掲書』89頁）、哲学史の通説どおり、この真理論はアリストテレスに由来するとみて考察を続ける。なお、付言すると、『命題論』では、「海戦が明日行われる」という文章につき、「真偽」の問題が「可能・不可能」の問題や「偶然・必然」の問題に連続することを示している（『前掲書』100頁）。なおアリストテレス『靈魂論』（全集6巻収）105頁以下参照。

23 渡部菊郎『トマス・アクィナスにおける真理論』48頁以下参照。

24 この点、トマスはアウグスチヌスを否定するのではなく、それを出発点として、何よりも「あらゆる存在者は存在者として真である」ことを前提にしている（Vgl. Heidegger, Geschichte der Philosophie von Thomas von Aquin bis Kant, GA., Bd.23, S.56ff.）。つまり、「真が存在者（ens）であることは確実」だが、正確には、その「様態（modus）」だと言うのである。ハイデガー『現象学的研究への入門』（加藤精司・アロイス＝ハルダー訳：全集17巻）168頁以下参照

に感覚的表象 (phantasmata) が作られ、知性がそれを抽象して、個別  
的な認識に至る。このように、「存在するもの」と知性とが「和合」し「合  
致 (adaequatio)」するところに「真」の概念が成立し、この真理の結果  
として、真なる認識が成り立つと考えた<sup>25</sup>。

つまり、アリストテレスからトマスに繋がる真理論では、団藤が想定し  
た「事物の真理」ではなく、認識にかかわる「知性の真理」が「真理の本  
来的あり方 (eigentliches Sein des verum)」として考察された<sup>26</sup>。そして、  
基本的に、この真理論はカントにも継承されている (カント上130頁)。カ  
ントもまた、真理はまず「直観される限りでの対象 (Gegenstand) の中  
にあるのではなく、思惟される限りでの判断 (Urteil) の中にある」と言  
う (カント中12頁)。すなわち、真理は、対象と共にある「事象 X」では  
なく、判断を表示する「言明」の問題である。カントは、そう述べて、真  
理の本質を「認識とその対象との一致」であるとされた。このことは冒頭  
に引用したとおりである。

### 3.3. カントの真理論—感性的直観の強調

冒頭で記したとおり、カントは、個別的な認識内容との関連で成り立つ  
「超越論的論理学」において、個別的な認識内容が「直観に与えられてい  
る」場合を「真理の論理学」と呼び、それが「直観に与えられていない」  
場合を「仮象の論理学」と呼んだ。この定義から、「真理」と「仮象」の  
判別基準を確認しておく、個別的な認識内容の対象が「直観に与えられ  
ている」か否かに重点が置かれている。すなわち「直観 (Anschauung)」

25 この部分に関しては、トマス・アクィナス『真理論』(花井一典訳・中世哲  
学叢書2) 28頁以下、渡部『前掲書』10頁以下、稲垣良典『トマス・アクィナ  
ス』317頁以下参照。なお、トマスにおける合致は「形相における合致」のこ  
とであり、「対象の形相を自らの内に含んでいる」とき、「形相を等しくする  
こと (conformitas)」になり、「合致」は成立している (渡部『前掲書』45頁  
注2、48頁以下、66頁以下、ハイデガー『現象学的研究への入門』全集17巻  
178頁以下参照)。

26 トマスは言う。厳密な意味での真理が見い出されるのは「判断の働きをなす  
かぎりでの知性においてである」と。トマス『前掲書』47頁以下、56頁以下、  
98頁等、またハイデガー『前掲書』全集17巻180-83頁等参照。

が真偽を判定する分岐点だと捉えられている。カントの場合、「直観」とは、人間の感性（Sinnlichkeit）が対象から触発（Affektion）を受けて、心（精神：Seele）の中に空間的・時間的な「対象の表象（直観的表象）」を得る感性的な受容作用であり、認識を認識対象と結びつける始原的なはたらきをしている（カント上141頁以下）。

そうすると、認識内容が「直観に与えられている」ということの意味は、具体的な認識対象たる事象が感覚（Empfindung）に受容され、直接的な具象性をもって、その対象が「あるがままに」捉えられていることだと換言してよいだろう<sup>27</sup>。カントの場合、ただ感覚だけが具体的な直観を可能にし、直観だけが実在と繋がっている。それ故、たとえば「死体」の認識であれば、現象的実在としての死体に対応して、認識者の心の中に、感性による受容を通じて、具象的な死体の「直観的表象」が形成された状態を指すだろう。

そして、この感性的な直観的表象に対応して、悟性が概念を使って考察するところに「現象」の理性的な認識が始まる<sup>28</sup>。カントにとって、悟性だけが思考を可能にするので、感性と悟性こそが「人間の認識の2つの根幹」である。すなわち、感性による「直観」と悟性による「概念」の働きこそ、認識作用の根源的要素であった。感性が認識対象（現象としての死体）を把握し、悟性が認識対象を考察する（カント上82頁）。したがって、感性がなければ、対象を見失うことになるし、悟性がなければ、考察はない。カントは、「直観のない概念は空虚であり、概念のない直観は盲目である」と記したが（カント上124頁）、この有名な言葉はカント認識論の核心を表明するものであった。

27 Vgl. Thomas Scheffer, *Kants Kriterium der Wahrheit*, 1993, S. 64 ff. 感覚は感性的直観の質量である（カント上123頁）。

28 カントによれば、悟性は「直観においてほかから悟性に与えられた多様なものを統一するのであり、「悟性は、それ自体だけでは何ものも認識しない」（カント上187頁）。こうして、悟性と感性が結合してはじめて「物に関して客観的に妥当する判断をなし得る」（カント上348頁）のである。したがって、致死的不整脈の可能性を医学的に拒絶しうる根拠が示されておれば、その根拠が直観されており、「真理の論理学」に立脚したと言える。

このように、人間の認識は、感性に始まり、悟性に進む。そして、最終的に、悟性から理性へと進む。これが終着点であり、この認識の最高能力としての「理性」は「悟性の規則を原理のもとに統一させる能力」だが、理性は、直接的に経験や経験的対象に対応して働くことはなく<sup>29</sup>、ただ悟性との関連で働くだけである（カント中18頁以下）。したがって、理性の場合、悟性的認識よりも、さらに一層、感性的な直観から離れる傾向にある。そのため、理性的認識が深まれば深まるほど、認識が超経験的な領域に入り込み、ともすれば「仮象の論理」へと接近し、そこに落ち込む危険性がある。すでに述べたように、カントは、人間の理性が「仮象の論理学」に帰結しがちなことを「自然なことだ (natürlich)」と記したが、それは、理性の本性的に自由なはたらきにとって、経験的な制約を超えることほど魅力的かつ誘惑的なことはないからである（カント上134頁）。つまり、本性的に、理性はともすれば感性から離れようとする傾向にあるからであった。

### 3.4. 認識内容と認識対象の「一致」

カントは、伝統的真理論に従って、「真偽」の基準を認識内容と認識対象との「一致」だとした。もっとも、カントの専門家が見れば、真理の「定義 (Namenerklärung)」が類似していたとしても、そこから、カントを伝統的真理論として位置づけることはできないと言うかもしれない。ただし、そうであるとしても、刑事裁判の事実認定において必要となる「真理論」に限定するがぎり、本稿の考察対象は犯罪行為という経験的な歴史

29 経験的な判断は常に一定の条件に服すが故に、悟性認識は常に条件づけられた認識である。しかし、理性が悟性を統一する場合、条件づけられた悟性認識に対して「条件づけられていないもの（すなわち無制約者：Unbedingte）を見出す」（カント中26頁）必要がある。ところが、現象界には、このような無制約者は存在しない。しかるに、それを忘れて理性的な原理を絶対視すれば、必然的に「仮象の論理学」に落ち込むことになる（カント中27頁以下）。カントが理性を「仮象の在処 (Sitze)」（カント中17頁）だと考えたのはこの意味である。なお、以下の叙述ともかかわるが、カント自身においても、理性と悟性はそれほど明確に区別されていないことにも注意すべきである（ハイデガー『カントの純粹理性批判の現象学的解釈』42頁以下）。

的事実の存否にのみ限定された判断である。そして、「真偽」の問題がこの領域に限定されているならば、カントの「真理定義」に含まれた「対象」が単なる表象とは異なる「外的な物 (äusseres Ding)」すなわち「事象 (Sache)」であることさえ確認できるならば（カント上55頁）、伝統的真理論との連続においてカントの真理論を位置づけることは十分に可能であろう<sup>30</sup>。そのことを確認した上で、ここでは、カントの定義にある「認識とその対象との一致」の「一致」という概念につき、そこには、完全な一致から蓋然的な一致までの諸形態が含まれることについて若干の補足をしておこう。

カントは蓋然性を「確からしさ」だと言う。「確からしさ」は、経験的世界における事実認識において不可欠であり、それが不十分な根拠による認識である点、認識としての完全性を欠くけれども、決して「まやかし (trüglich)」ではない（カント中12頁以下）。つまり蓋然性は「仮象の論理学」ではない。それは「真理の論理学」に立脚している。ただし、カントの出発点は、「矛盾」を不可能性の究極的なメルクマールとするので、当然、可能性はまず「無矛盾性」として捉えられる。つまり、概念に自己矛盾がなければ、概念の対象は「常に可能」である。カントはこの意味での可能性を「論理的可能性 (logische Möglichkeit)」と呼ぶが、論理的可能性は、概念が思考する当の「対象の客観的実在性」を保証しない（カント上296頁）。論理的可能性は、形式論理（カノン）をクリアーしている

---

30 すでに触れたように、アリストテレスやトマスは「真理」を言明（言葉による陳述）の問題と捉え、カントはそれを「論理学」の問題として整理した。つまり、真理論は、直観に与えられた「現象」とその内容を陳述する「言明」の関係の中で捉え返されたのだが、ハイデガーは、ここにカントと古代・中世の伝統的存在論との連続性があることを認め、論理学の実質は「思考することの法則性 (die Gesetzmäßigkeit des Denkens)」だとする近代的な論理学の定義を「思考されるもの (das Gedachte)」の法則性だと捉え返してオントロジー的な論理学の内実を示し、その20世紀における嚆矢がフッサールの『論理学研究』だと指摘した。ハイデガー『論理学』（佐々木亮・伊藤聡・セヴェリン＝ミュラー訳：全集25巻）57頁以下参照。本稿がカントの真理論を「伝統的真理論」として位置づけたのも、また、後述のとおり、カントとフッサールの論理学を両者の関連性（もちろん「連続性」ではないけれども）で捉えるのも、このハイデガーの指摘に依拠している。

が、経験および経験則の検証を欠くので、それだけでは「対象（物）の可能性を主張しえない」（カント上298頁）。したがって、論理的可能性から対象物の可能性を推論すれば、上述した「直観なき概念」の典型例となる。

カントは、このような論理的可能性に対して、経験的な「物（Ding）」との間で「客観との関連性」を維持した可能性を「実在的可能性（reale Möglichkeit）」と呼ぶ。これは、概念が無矛盾であるのみならず、思考の対象に関連した物が「直観に与えられて」おり、「客観との関連性」をもっている<sup>31</sup>。したがって、実在的可能性が肯定されるときには、論理的可能性も肯定されるが、反対に、論理的可能性が肯定されても、実在的可能性が肯定されるとは限らない。実在的可能性は、形式論理（カノン）ではなく、具体的な経験則（オルガノン）に従ってのみ判定されうる。ところが、わが国の刑事裁判では、論理的可能性が跳梁跋扈し、カノンでしかないものがオルガノンのように振舞う独断論的な「仮象の論理」から多数の誤判を生み出している。そこで、次章で東近江事件の捜査過程における仮象と公判過程における仮象を確認し、これらの仮象に誤導されて誤判に至る主要な論理が「直観なき概念」の「空虚さ」であることを再確認しよう。

## 4. 確定判決は「真理」に背を向けていた

### 4.1. C 鑑定 of 仮象性

人間は、悟性や理性を使えば使うほど「仮象の論理」に落ち込み、虚偽の認識にとらわれる危険がある。そして、東近江事件の場合、最初に法医学者Cが「仮象の論理」に落ち込んだ。ここでは、直観と悟性の関係に即して、C 鑑定の内容を見直そう。すでに概観したとおり、Cは、Aの「死因」を窒息死だとしたが、死体を解剖した時、認識対象である死体の諸状

<sup>31</sup> カントの「論理的可能性」と「実在的可能性」に関しては、宗岡嗣郎「恵庭事件―第2次再審請求棄却決定への批判」久留米大学法学78号5頁以下参照。なお、論理的可能性は、内容のない、客観的関連性を欠く空虚な概念であり（Vgl. Kant's Gesammelte Schriften, Akademie Ausg. Bd.,17, Refl. 4801）、この空虚さを埋めるためには、思考以上の外的な何ものか、すなわち現実的なものが概念に対応していなければならない（Id., Refl. 4396）。

況はCの直観に与えられていた。だからこそ、その時、Cは窒息死以外に致死的不整脈死の可能性を見ていた。この認識内容は、Cの直観に与えられた多様な感覚的表象を受けて、Cの悟性が考察した帰結だろう。つまり、この点につき、C鑑定はまさしく「真理の論理学」に依拠していた。そう言えよう。

ところが、Cは、Aの異常を発見した看護師Bが救命措置をした医師に「人工呼吸器の管が外れていた」と報告したことを警察官から教えられたので、「管が外れた状態で発見されたという事情を加えて」（②107頁）死因を考察した。そして、最終的に、「管の外れ等に基づく酸素供給欠乏が一義的原因」となって「急性の心停止」に至ったと判断した。この時、Cの悟性は、最初の直観に与えられた表象（致死的不整脈の可能性）から完全に離れてしまった。このことを見落としてはならない。つまり、この時、Cは、直観に与えられていない諸表象（たとえば警官からの情報など）が加えられた地平で考察している<sup>32</sup>。この点、対象たる事象を「あるがままに」捉えるという経験的認識の原点から見直せば、死因を窒息死だと認定したCの認識は、「直観に与えられた」致死的不整脈の可能性が医学的な根拠もなく無視され、直観から離れてしまった点に問題を指摘しうる。

ここでは、直観から離れて、伝聞的な未確認情報に拠りつつ、Cの悟性が自由に働いている。人工呼吸器の「管が外れた」状態であれば、Aに供給される酸素が欠乏し、窒息死に至ると考えることは、悟性にとって当然であり、説得的な判断である。しかし、この時、悟性は「直観に与えられていない」対象を自由に思考している<sup>33</sup>。つまり、「窒息死」というCの最終的な認識は、「直観なき概念」による考察の帰結として、まさしく「空虚」であり、その実態は「仮象」である<sup>34</sup>。結局、直観に与えられた致死

32 これは、周知のとおり、「構想力（もしくは想像力：Einbildungskraft）」のはたらきでもあるが（カント上192頁以下）、ここでは省略する。

33 この時、「自由に」という副詞は「恣意的な」の意味に変質し、ここに独断論が成立する。

34 カントによれば、悟性は、判断し思惟する能力だから、その都度、自由かつ自発的に表象を生み出すのだが（この点、伝統的存在論における受動理性と同様、自由闊達なはたらきをする）、対象の表象はただ感性的直観に与えられる

的不整脈の可能性が考察されなくなった時点で、C鑑定は、直観に与えられた具体的対象を見失って、概念的な「事象X」に近づこうとする「仮象の論理学」に依拠していたことが了解されよう。

#### 4.2. 警察ストーリーの仮象性

警察の認識はどうだろうか。捜査官の「見込み」は、初めから一貫して、「直観なき概念」の典型であった。当初、警察は当直看護師のリーダーBに対する業務上過失致死罪の立件を目指したが、このストーリーでは、管が外れたときに鳴るはずのアラームを誰も聞いていないという事実が考察されていない<sup>35</sup>。つまり、3名の宿直職員や入院患者の家族を含め、誰の「直観」にもアラーム音は「与えられていない」のだが、この点を無視して、警察は、アラームを聞き逃したBらがそのことを「隠している」と考えた。だから、この時点で、「アラームは鳴っていない」という彼らの証言を警察は調査化していない。ここに、直観とは無関係な悟性の自由な働きがあり、警察官の悟性は、「直観に与えられていない」ものを頭の中で想像して恣意的に創り出した。この点、あきらかに、警察・検察ストーリーは直観を伴わない空虚さに満たされている。これは、「事象X」が端的に「創作」もしくは「妄想」であることを明示している。

しかも、1年以上、この妄想に固執して、警察はBとNを攻め続けた。軽度の知的障害があったNは、長期にわたる追及に耐えられず、ついにアラームを聞いたと供述してしまった<sup>36</sup>。これは、警察にとって、あ

---

だけである。悟性は、この直観に与えられた表象を介して、対象を思惟する(カント上129頁以下)。ただし、そのはたらきが自由であるが故に、時として、直観に与えられた表象から遊離することも多々ありうる。そして、この時、悟性は「直観のない概念」により対象から離れた「空虚な」表象(創作・妄想)を生み出している。

35 既述のとおり、病院スタッフのみならず、入院患者の家族を含めて、誰もアラームを聞いていない以上、本来であれば、警察は、アラームが鳴らなかつたこと(すなわち「静謐」という事象が「直観にあたえられていた」こと)をベースに思考すべきであった。そうすれば、脳死状態に近いAの症状から、自然死の可能性がクローズアップされたはずである。

36 中日新聞「前掲ルボ」2017・5・28朝刊によれば、Nは「知能が『9-12歳程

きらかな前進だから、警察の聴取は一層きびしくなり、Nは、平成16年7月2日、ついに自分が「管を外して殺した」と自白した<sup>37</sup>。Nの自白を得て、ただちに、警察はBの業務上過失致死容疑からNの殺人容疑に捜査方針を切り替えた。同時に、警察は、Nが「管を外し」てAを殺害したが、その際、アラームが鳴り続けないように、Nが消音システムをうまく操作したという新たな「ストーリー」を創作した。そして、Nが自白するや、従来の方針を反省することなく、「アラームは鳴り続けた」という最初のN自白は「鳴っていないかった」と変更され、当初から「鳴っていない」と供述していた入院患者の家族の証言はこの時点で初めて調書化された<sup>38</sup>。

この新たな警察ストーリーを概観しておこう。本件人工呼吸器は、その管を外せば、確実にアラームが鳴る。しかし、「消音ボタン」を押せば、アラームは1分間だけ停止する。しかも、「その間にさらに消音ボタンを押すと、その時からアラーム無効期間が1分間延長する仕組み」（①114頁）であった。そこで、警察は、Nがこの消音システムをうまく利用してアラームを鳴らさずにAを殺害したと考えた。

これが新たに創作された警察ストーリーであった。たしかに、この新ストーリーには、概念的な矛盾がなく、それ故、論理的に不可能ではない。しかし、ストーリーに論理矛盾がなくても、この警察ストーリーに「実在的可能性がある」と立証するには、経験則に即して、このストーリーを支える事実の実在性が立証されなければならない。ところが、ここが決定的なポイントだが、この警察ストーリーが現実的に「ありえた」ことを支える

---

度』で軽度の知的障害者」であった。ただ、確定判決時に、この点は問題にされていなかった。

37 中日新聞「前掲ルポ」2017・5・21朝刊は、Nの両親への手紙から、Nが自白に追い込まれた状況を次のようにまとめている。アラームが鳴っていたというNの虚偽供述に抛り、警察は、Bの「居眠り」によりアラーム音を「聞き逃した」という過失致死の立件に向けてBを激しく追及した。Nは、アラームが「鳴っていないかった」と供述を訂正したが、警察に聞き入れられず、やむなくアラームが「鳴っていた」という前提で、Bの窮地を救うしかなくなった。それがAの死亡を「自分のせいにする」ことであった、と。

38 中日新聞「前掲ルポ」2017・7・9朝刊参照。

実在的事実は提示されていない<sup>39</sup>。警察ストーリーは、「直観に与えられていない」事実が書き込まれた「仮象」でしかなかった。

#### 4.3. 裁判官の理性－「直観なき概念」の働き

このように、N 自白は、C 鑑定をベースとした警察・検察ストーリーに「一致」するように録取されている。そうである以上、C 鑑定が仮象であれば、警察・検察ストーリーも仮象であり、N 自白もまた「仮象」である。実際、A の死因として致死的不整脈の可能性が医学的に否定されていない以上、呼吸器の管を外しながら、アラームの消音ボタンを操作して、誰にも気づかれずに A を殺害したという内容の N 自白のどこにも、その真理性を証明する事実は示されていない。

したがって、C 鑑定に立脚し、N 自白の内容を措信したことによって、確定 1 審判決以来の 7 つの裁判体に属する 24 人の裁判官は完全に「仮象の論理」にとらわれて「誤判」に帰着した。これに対して、大阪高裁は、C 鑑定から A の死因を読み取ろうとする中で、鑑定書の中に、既述のような致命的欠陥があることに気づいた。その上で、大阪高裁は、C が初めに注目したとおり、具体的な A の遺体が示す血中カリウムイオン濃度の「異常に低い値」を示して、A の死因が致死的不整脈であった可能性を示唆する。しかも、不整脈死の可能性は医学的に「無視できる程に低い程度ではない」ので<sup>40</sup>、A の「死因」につき、「致死的不整脈が原因である疑

39 もちろん、N の自白調書には、人工呼吸器から「接続されていた管を抜き、最初に鳴るアラームが鳴り始めるや消音ボタンを押して直ぐに止め」、その後、「頭の中で 1 秒、2 秒と数えて、1 分が近づいたら再び消音ボタンを押す」という方法が具体的に示されているのだが、問題は、この自白「調書に・書かれた・事実」が実在したことを示す直接的・間接的事実はまったく記載されていない点にある。むしろ、大阪高裁決定が示唆するように、痰の吸引等の医療行為を担当しない N が看護師等から消音ボタンの操作方法を教示される可能性は低く（②111頁）、操作方法を事前知っていたことを示す事実も提示されていない。すぐ後に触れるが、それ故に、検察は消音システムを「たまたま知った」のだとストーリーを修正したのであった。

40 ただし致死的不整脈を医学的に確定するためには心電図をみる必要がある。しかし、既述のとおり、A は心電図をとっていなかった（2.1.）、死因が不整脈であったか否かを確定することはできない。

いは払拭されない」と判示した（②105頁以下）。さらに、大阪高裁は、Aの年齢やカルテ等に示された入院中の具体的な諸症状（たとえば「延髄機能の低下」や「慢性Ⅱ型呼吸不全」など）、それにCの解剖所見（たとえば「胸水貯留、心嚢水貯留、肺水腫」等の慢性心機能不全の兆候を示す諸症状など）の諸事象を摘示して、Aは慢性閉塞性肺疾患状態であったことを確認した。その上で、この病状が高頻度で致死的不整脈を併発するという医学的経験則から、上述した低カリウム以外の原因でも、Aの死因が致死的不整脈であったことを否定しえないと認定した（②107頁以下）。

このように、大阪高裁の論理は、Aの死因が致死的不整脈死であった医学的可能性を示すだけではなく（このレベルでは、この医学的可能性は「医学的に矛盾はない」という意味で「論理的可能性」でしかない）、本件に固有なAの具体的な症状を摘示して、不整脈死の可能性を事実在即して補強している（この時「実在的可能性」が語られている）。つまり、高裁決定は、蓋然的な推論に依拠しつつも、常に認識対象たる個別的な実在的事象との関連性を維持しながら考察し判断している。大阪高裁は、要するに、カントの言う「真理の論理学」に立脚していたのである。

これに対して、確定1審以来の24人の裁判官は、N自白に依拠し、Nが人工呼吸器の管を外して、Aを窒息死させたと認定した。しかし、こう認定してNの有罪を導きながら、「Nは有罪である」という裁判官の認識内容と「一致」した「実在的事実」を何ひとつとして記述していない。実際、24人の裁判官たちが有罪の根拠として挙げている「事実」はすべて「調書に・書かれた・事実」でしかない。しかし、カントの「真理定義」で考察したとおり、「真」なる認識と「一致」すべき対象は実在的な「物」でなければならない。つまり「そこに・あった・事実」が示されなければならない。しかし、この24名の裁判官たちの諸判決・諸決定の何処にも、Nの有罪性を支える実在的事実は記されていない。この諸判決・諸決定は「直観なき概念」によって起草された仮象の典型だろう。

#### 4.4. 空虚な検面調書と有罪判決

既述のとおり、東近江事件の確定諸判決や再審請求を棄却した諸決定は未公刊だから、それらの事実認定の具体的な実態は不明である。ただし、第2次再審請求を棄却した大津地裁決定は公刊されており、それを検討するかぎり、裁判官は驚くほど事件の實在的事実を見ていない。より正確に表現すれば、「見ようとしていない」と言うべきだろう。まず、その冒頭に要約引用された確定諸判決の「罪となるべき事実」だが、被害者が死亡したこと以外に、犯罪事実を基礎づける諸事実の内、實在性が証明された事実は全然ない。

そこに記載された事実はすべてNの自白「調書に・書かれた・事実」ばかりである。しかも、真理論で概観したとおり、供述の「真理」性は供述の言明と言明の対象たる「實在的な事実」との「一致」によって確認する以外にない。すなわち、確定諸判決の「罪となるべき事実」に實在性の証明された事実が含まれていない以上、「罪となるべき事実」のどの部分を取り出しても、検察官の主張が「真である」と判定することはできない。ところが、真理性が立証されていない検察官の主張を聞いて、不思議なことに、確定1審以来の24名の裁判官は、N供述を「真である」と判断し、そのまま「罪となるべき事実」に上書きして「Nが犯人である」という有罪判決を書いている。

これは一体どういうことだろうか。ここでは、そのことを考慮するため、捜査の最終段階で検察官が警察ストーリーを大幅に書き変えた事実に注目したい。たとえば7月20日付の員面調書では、Nは実行前に呼吸器の消音システムを知っていたことになっている。この供述は常識的である。通常、アラームの消音システムを知らないままで、殺意をもって、NがAの呼吸器の管を外すことは考えられない。何故ならば、管を外せば直ちにアラームが鳴り、ナースステーションにいた看護師Bに制止され、殺害行為は失敗する。誰が考えても、そうなるだろう。だから、消音システムを知っていたから実行に着手したのだと言うのであれば、それなりにN供述は説得的である。そして、Nがそれを知った経緯について、たと

えば「おむつ交換時に管が外れてアラームが鳴った」という経験が語られ、その際、消音システムを「自然と覚えた」（7月20日供述）とか、A以外の患者を「車椅子に乗せる際」にアラームが鳴ったことがあり、その時にアラーム音を止めた経験から「自然に覚えた」（7月22日供述）といった供述調書が作られ、警察はその後も同様の供述調書を作っている（23・24日供述）。要するに、ありそうな事実で、警察はストーリーを脚色している。

ところが、7月25日の検面調書で突然、検察官は、Nが消音システムを「知っていた」という警察ストーリーを「知らなかった」という検察ストーリーに変更した。すなわち、Nは、消音システムを知らないまま、殺意をもって管を外し、最初に鳴ったアラームをすぐに消音ボタンで止めた。それから1分以内に、「たまたま（引用者補：アラームが）鳴る前に（同：消音ボタンを）押したら鳴らない状態が続いた」ので、3・4回それを繰り返し、Aの表情から「死んだ」と判断して管をつないだというストーリーに変えた（②111頁）。これが新たな検察ストーリーであり、公判でも、検察官は、Nが消音システムを知らずに実行したが、幸運にも「たまたま」消音システムを発見して、誰にも気づかれずにAの殺害に成功したのだと、検察官は主張したようである。

常識的には、員面調書の方が「ありうるストーリー」だが、何故、検察は「ありえない」ような検察ストーリーに変更させたのだろうか。大阪高裁が指摘したように（②111頁）、Nが消音システムを知っていたか否かは「管を外したという自白の信用性を判断する上で重要な部分」である。それだけに、常識的な警察ストーリーから、「たまたま」知ったという僥倖に依拠した「ありえない」ような検察ストーリーに変更した理由は無視しえないポイントになる。そして、この変更が検察官によって行われたことを考えれば、公判を担当する検事として、検面調書のストーリーの方が公判を維持しやすいと考えたのだろうか。警察ストーリーならば、日常的に呼吸器の操作をするK記念病院の正規の看護師たちでさえ、「消音ボタンによるアラーム無効期間が1分間であることや、1分経過前に消音ボタンを押せば、その時点から1分間アラームが鳴らないことは知らなかった」

(①117頁) という実態であったことを考えるとき、看護師の資格がなく、医療行為（呼吸器操作）を担当しないNが人工呼吸器の消音システムの詳細を知っていたことの立証に相当な無理があると考えたのだろう。さらに、検察官は、この消音システムの利用を警察に教示したK病院の技師Dが、現実には、この方法で、NがAの殺害を実行するには「かなりの訓練が必要」だと証言していたことも考慮したのだろう<sup>41</sup>。

実際、警察ストーリーでは、Nが、何時ころ、誰から、どの様にして、消音システムの機能を知り得たのかを実在的事実に即して立証しなければならない。検察は、警察ストーリーのままでは、その詳細な事実関係の1つ1つが反対尋問に曝されたとき、真理性を立証し得なくなることを危惧したのだろう。この点、検察ストーリーならば、消音システムを知ったのは「たまたま」だから、現実的には「ありえない」と思われることでも、論理的に「ありえない」とまでは「言えない」と強弁できるだろう<sup>42</sup>。検察はこの「論理的可能性」に賭けて警察ストーリーを変更した。

しかし、カントに即して述べたとおり、論理的可能性は実在的な「対象（物）の可能を主張しえない」。したがって裁判官は検察ストーリーの仮象性に気づくべきであった。ところが、残念ながら、検察官の感覚は裁判官の感覚ともマッチしていた。確定判決は検察ストーリーを肯定したし、大津地裁決定でも、裁判官はこの「ありえない」ような検察ストーリーに疑問を感じていない。大津地裁決定によれば、Nは「たまたまアラームが鳴る前に消音ボタンを押したところ、アラームが鳴らない状態が続いた」と述べているが、「その供述内容それ自体には明らかに不自然な部分はない」と判示する（①117頁以下）。しかし、論理的可能性は事実とは無関係だから、論理的可能性から事実の有無を認識することはできない。カントの言葉を借りれば、論理的可能性は「カノン」であって、「犯人はNであ

41 中日新聞「前掲ルポ」2019・2・17朝刊参照。また、この技師の調書によれば、「看護助手にすぎないNが看護師等からそのような捜査方法を教示される可能性は低い」とも供述している（②111頁）。

42 確定判決は未確認だが、確定諸判決を肯定した大津地裁決定を見直すだけでも、この「ありえない」とまでは「言えない」という可能性の語法がきわめて多い。つまり論理的可能性の論理が多用されていることがわかる。

る」という総合判断を導く「道具（オルガノン）」ではない。24人の裁判官は、それに気づくことなく「仮象の論理」に立脚し、「空虚」な判決に帰着したのであった。

## 5. 真理を支える明証性

### 5.1. 誤判に至る論理—実在的事実・直観の軽視

東近江事件を素材にして、事実の誤認定について考えてきたが、本稿の帰結は、巷間よく指摘される常識的な誤判原因論の帰結と一致するだろう。さらに、冒頭に示した学生たちの意見とも一致し、「裁判官は現実を見ていない」という1点に収斂する。実際、この1点が改善されるだけで、どれほど多くの誤判例がなくなるだろうか。本件もそうだが、裁判官が現実を直視しておれば、大阪高裁決定が指摘したように（②111頁）、検察ストーリーは「自らの体験を供述しているかを疑わせ得る」に充分なほど「ありえない」ストーリーであった<sup>43</sup>。警察ストーリーも同様である。どちらのストーリーも、その内容は「直観に与えられていない」対象を含む点で共通し、それ故、典型的な「仮象の論理」に依拠した「空虚な」内容であった。

ところが、本件に関与した7つの裁判体の24人の裁判官の事実認定を回顧すれば、彼らは常に「調書に・書かれた・事実」しか見なかった。そして、「調書に・書かれた・事実」が実在する事実ではなく、「直観に・与えられていない・事実」であることに気づかない。つまり「そこに・あった・事実」を見ようとしない。すでに概観したとおり、検察ストーリーでは、Nが呼吸器の「管を外し」て実行に着手した時、アラームが「鳴った」ことになっている。そして、裁判官は、検察の主張を是認し、アラームが鳴ったと認定しているのだが、アラーム音は病棟内の誰の直観にも与えら

43 実際、アラームの制御法を知らずに管をはずし、最初のアラームを停止ボタンで止めた後、「たまたま（次のアラームが）鳴る前に（消音ボタンを）押したらならない状態が続いた」ので、Aを殺害しえたという自白の展開は現実問題として「ありえない」展開である。

れていない。これが「そこに・あった・事実」であり、アラーム音は「なかった」のである。ところが、裁判官は、アラームが鳴ったと言うわけだから、「ない」ことを「ある」と認定した。この事実認定はアリストテレスを引用するまでもなく「偽である」<sup>44</sup>。

実在的事実の軽視が確定諸判決を誤らせた原因である。結局、24人の裁判官は、Nの「自白調書」等の警察官や検察官が記載した書面を前にして、そこに記された諸言明の「真偽」を検証せずに、「Nが犯人である」という心証を自由に（つまり「恣意的に」）形成しただけであった。24人の裁判官は、N自白が「真である」ことを「証明」していないし、それ故、「Nが犯人である」ことを証明していない<sup>45</sup>。より正確に書けば、調書に含まれた諸言明に対応した対象の実在性が示されてないため、「真偽」の立証は「できない」のである。そして、既述のとおり、刑訴法は裁判官に自由な心証形成によって有罪判決を書く権限を与えていない。刑訴法は、反対

44 「誰の直観にも与えられなかった」対象であれば、対象の実在性を証明する根拠が他にないかぎり、対象の実在性は否定すべきである。少なくとも「真理論」として見れば、「ない」モノを「ない」と判断することが「真」である。ところが、東近江事件と同様、わが国の裁判官は「ない」モノを「ある」と認定することが少なくない。もっとも深刻なケースを1つだけ挙げるとすれば、狭山差別裁判の高裁判決（東京高判昭和49・10・31判時756・3：裁判長寺尾正二）がある（青木英五郎『狭山裁判批判』19頁以下参照）。この事件では、被告人Iの自白にもとづいて、Iの実家の勝手場入口の鴨居の上から、被害少女の万年筆が発見され、それが有罪の「決め手」の1つになった。Iが別件逮捕されたのは1963年5月23日であり、万年筆の発見は6月26日である。しかし、逮捕当日の5月23日と6月18日の2回、家宅捜索を受けている。Iの実家は小さな家であり、家具もほとんどない。そういう家屋に、2回とも十数人の警察官が捜索に入り、勝手場入口の鴨居の上も捜索していることが当日付の実況見分調書に記されている（写真もある）。つまり、6月18日、鴨居の上に何もなかった。そう考えるべきだが、6月26日、警察官に要請されて、Iの兄Rが鴨居の上に万年筆があることを発見した。そして、判決は、「被告人の自供に基づいて万年筆が発見された旨の原判示は……肯認することができる」（判時756号27頁）として、5月23日にも6月18日にも、この万年筆はこの鴨居の上に「あった」と認定した。万年筆は、総勢20数名の捜査官の誰の「直観にも与えられなかった」にもかかわらず、裁判官はそれを「あった」と認定した。しかし、この裁判官の認定のように「あった」ことが証明されていない以上、寺尾判決の認定は明白に「偽」である。

45 大津地裁決定では、N自白の真理性（それ故「犯人性」）を証明することなく、あきらかに裁判官は自由心証主義へと逃避している（①118頁）。

に、犯罪事実の証明がなければ「無罪の言い渡し」を裁判官に命じている。裁判官はこの規定を常に想起しなければならない。

## 5.2. 直観による充実化と明証の論理

事実誤認は、以上のように、裁判官の悟性がフル稼働し、ともすれば「直観に与えられていない」対象を考察したり、また「直観に与えられた」対象を無視したりする悟性の働きの中で生み出される。悟性は自由に働くので、直観的表象を考察することもできれば、直観的表象を離れて、空虚な認識を弄び、空想に耽ることもできる<sup>46</sup>。しかし、およそ「事実の認識」が問題であるかぎり、この悟性の働きを正しくコントロールし、認識者にとって都合のよい空想を排除しなければならない。そのため、認識者は直観を重視し、実在的な事実を直視しなければならない。ここでは、感性与悟性の調和に真理を位置づけたカントとの関連において、エトムント・フッサールの真理論を概観し、直観によって実在的事実を「充実 (Fülle)」させることの必要性に触れておこう<sup>47</sup>。この「充足」という発想は誤判へと繋がる思考上の逸脱を防止する最大の防壁となるだろう。

フッサールは、20世紀の冒頭、「志向性」というスコラ認識論の核心概

46 ここでは、認識者の直観に与えられていない「対象」について、ただ悟性の原則だけに依拠しつつ、経験の一切の限界を自由に超出していくという「独断論の魅力」がある。カントはこの自由な働きを「自然的 (natürlich)」だと言った。そのとおりだろう。しかし、この魅力に囚われてしまえば、あらゆる対象に対して、悟性が「見境なく判断を下すという危険を冒す」ことになる（カント上134頁）。このカントの言葉は、裁判官に引き付けて捉え直せば、誤判へと続く危険な途だと言えよう。

47 私は、カントについて述べたのと同様、フッサールの哲学（現象学）を前提に本稿の考察をするわけではない。しかし、フッサールの『論理学研究 1～4』（立松弘考訳：以下『論研 1』などと略記引用する）を読めば誰でも了解しうることだが、直観の基礎となる「知覚 (Wahrnehmung)」による事実認定の「正しさ」や「確実さ」を追求している点、フッサールとカントの問題意識には、明確な連続性がある。ここでは、マールブルク大学1927/28年冬学期の最終講義において、ハイデガーが述べた同旨の言葉を引用しておこう。すなわち「私が数年前に『純粹理性批判』をあらためて研究し、それをいわばフッサールの現象学を背景にしながら読んだ時、まるで目から鱗が落ちたような思いがした」（ハイデガー『カントの純粹理性批判の現象学的解釈』全集25巻431頁）、と。

念を布伦ターノから継承して、オントロジーを現代に復興させた<sup>48</sup>。その記念碑的労作が『論理学研究Ⅰ・Ⅱ』だが、その中で、フッサールは、カントとは別の視点から、しかし「独断論の克服」という点では、カントの意図を共有した厳密性をもって、認識における「直観」の根源的な重要性を説いた。少なくとも事実の認識に関するかぎり、「認識の正当性の源泉」は、与えられた対象「それ自身」が認識内容となって「生身のありありとしたありさま」で言語化できる直観に求めるしかないからである<sup>49</sup>。フッサールの論理学は、言語の記号論的な理解を超えて、「事象そのもの」に立ち返ることを目指していた。この志向性という認識構造の中で、フッサールは伝統的真理論の論理構造を継承し、真理はただ「言明」の中のみ「ある」ことを確認する。この「言明」が「直観」とつながっているが故に、言明の「真偽」が明証化されることを忘れてはならない。だから、真理の定義も、トマスやカントの理解と同様、「事物と知性の一致 (adaequatio rei ac intellectus)」に求められた (『論研4』140頁)。

さらに、カントが具体的な真理認識の諸形態をほとんど検討しなかつ

48 水波朗『自然法と洞見知』687頁以下参照。

49 フッサール『論研2』13頁以下参照、同『イデーニⅠーⅠ』(渡部二郎訳)117頁、『同ⅠーⅡ』279頁などを参照。もちろん、フッサールが最後の論稿で自ら概説するとおり(フッサール『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』<細谷恒夫・木田元訳>167頁以下、180頁以下参照)、フッサールとカントは異質である。本稿では、直観の重視という1点で両者の共通点を強調するが、それでも、両者の「直観」は内容的に異質である。カントの場合、直観は感性的直観に限定されており、トマスもそうである。しかし、フッサールの場合、彼の現象学的直観は感性的直観に限定されていない。超感性的ないわゆる「範疇的直観」を含む(『論研4』166頁以下参照)。この点、ハイデガーは、マールブルク大学の1925/26年冬学期講義で、黒板を背にして(つまり黒板を感性的に知覚することなく)、それでも「私は黒板を直観している」と話しながら、現象学的な直観の定義では「存在者それ自体をその生の姿 (Leibhaftigkeit) で把捉しつつ持つ」ことだけが肝要であると述べたことを参照されたい(ハイデガー『論理学』全集21巻108頁以下)。まさにハイデガーが書くとおりである。しかし、現象学的直観も感性的直観が第一義的だと認めているし、さらに、本稿の考察対象である犯罪行為は、「イデア的な対象 (idealer Gegenstand)」でなく、「リアルな対象 (realer G.)」に限定されるので、フッサールの真理定義から得られる諸帰結は伝統的真理論から得られる諸帰結と實質的に変わらないことにも注意されたい。フッサール『論研4』137頁以下、166頁以下等参照。

たのに対し、フッサールは、この「一致 (adaequatio)」という言葉と語源的に連続する「十全性 (Adäquation)」もしくは「十全的 (adäquat)」という概念を使って、「一致」の程度について、その具体的な内容を詳述している。まず、「一致」の有無を判断するためには、言語的に表現された言明の「意味」を確認する必要がある。たとえば、東近江事件では、確定諸判決の裁判官は、検察ストーリーを見たとき、そこに含まれた言明の意味（「Nは犯人である」）を把握しただろう。実際、起訴状に含まれた検察ストーリーの諸言明は、明白に、Nが犯人だと語っている。しかし、その言語的意味が理解できたとしても、各言明の意味に対応した実在的事実の「支えがない」ことにも気づいたはずである。このような場合、各言明の意味は理解できるが、物証のように、その言明に対応している実在的事実の「支えがない」ので、各言明と相関する対象関係が顕在化されず、各言明が意味するところの「真偽」を判断しえない。

「直観」のないところに「真偽」の判断は不可能である。このことは繰り返し強調しなければならない。もし「呼吸器の管を外した」というNの行為が本当に実在したのだとすれば、「時空間における一定の延長と位置を身体的な動静という形で、この事件の中に、Nは固有の痕跡を残したはずである。しかし、検察ストーリーは、ただ「管を外した」と記すだけで、その行為の周辺に実在するはずの諸事実を曖昧なまま表示していない。「管を外した」という自白調書の言明を直接的に「支える事実」が示されないだけでなく、それを間接的に「支える事実」の記載もない。つまり「自白」という言明の「真理性」を示す実在的事実が「空虚な」まま放置されている。ところが、言明の「真偽」を検証し証明するためには、この曖昧にして「空虚」なまま放置された部分が実在的事実によって「適切に充実し（確定し、強化し、顕示し）」ていく必要がある。これが「意味充実 (Bedeutungserfüllung)」という作用だが（『論研2』47頁以下、97頁以下参照）、フッサールによれば、この充実作用はただ直観によってのみ実現される。

フッサールは、この意味充実が完全に理想的に遂行されて意識の前に現

れる経験を「明証」と呼ぶ。そして、明証 (Evidenz) に、訴訟法上の「証拠」と同じ言葉 (Evidenz) を使うことによって、それが認識の正しさと確実さの根拠になりうることを表明している。また、明証には、たとえば「想像」や「創作」のように「言明とその対象」の「一致」がない場合や、その程度が低い段階から、それが完全に一致する理想的な段階まで、蓋然的な一致の状態には無数の量的な段階があり、それを明示することによって真理の程度が表明できる。フッサールは、カントが「蓋然的一致」として簡潔に触れた「一致」の程度について、蓋然的な明証として、あるいは直観による充実として、詳細な検討を加えている<sup>50</sup>。その上で、経験的事実の認識に関しては、犯罪行為の「ありのままの対象それ自体」が直観に与えられた時に、「真理それ自体の直接的覚知」があると言う。したがって、認識とその対象の蓋然的一致（蓋然的明証性）の場合をも含めて、犯罪に対する事実認定の明証性はただ感性的直観によって「覚知される」ことが前提になる<sup>51</sup>。フッサールによれば、その時、「ものと知性の真の一致」が成立する（『論研4』138頁以下参照）。

そして、この観点から本件確定判決の事実認定を見れば、認定事実の実在性が証明されていない点、きわめて空虚であり、フッサールの基準では「想像 (Imagination)」に近く、明証性は完全に欠けている。結局、警察

50 フッサール『論研1』32頁以下、211頁以下、『論研4』138頁以下参照。特に、第6論文「認識の現象学的解明」（『論研4』の全体が第6論文の翻訳である）では、その前半部分はほぼこの論点に費やされている。ただし、その大部分は現象学的直観との関連で書かれており、本稿が問題とした感性的直観（具体的には「知覚」）による充実の部分はごく1部にすぎない。ただし、現象学的直観でも、知覚が基盤であることは既述のとおり重要である。

51 フッサール『論研1』32頁以下。本文では、「直接的覚知」があることから「感性的直観」を引き出したが、「覚知」という訳文の原語は“*Innewerden*”であり、「気づく」とか「知覚する」という自動詞を名詞化した言葉である。そして、「知覚する」のは感性的直観でしかない以上、「明証」は「知覚体験」すなわち感性的直観によって与えられるのである。繰り返すが、フッサールは直観を感性的直観に限定しないが、意味充実は、言明の意味が対象的事象と一致するとき完全に充実するのだから、対象的事象が示されたとき、すなわち感性的直観に与えられたときに、明確な確実性をもって「真理」や「明証」が成り立つ。そして、この限度で、カントとフッサールの「直観」理解の相違をナーバスに強調する必要はないことが了解されよう。

官・検察官のものであれ、裁判官のものであれ、「Nは犯人である」という事実認定は、直観による実在的事実の充実がない点、真偽の判断対象にすらなりえないことを知らねばならない。つまり、これでは、犯罪の証明どころか、そもそも事実認定になっていない。このことを再確認すべきである。

### 5.3. 誤判を回避する論理—「脱錯覚 (Enttäuschung)」

このように、事実認識の基盤が直観に求められるならば、認識者の中に対象事実が現出しているわけだから、必然的に、認識者の視線は実在的事実に向けられる。この時、認識者の思考は直観に奉仕し、カントの「直観なき概念」のような空虚な悟性の働きに落ち込むことなく、有罪判決の「罪となるべき事実」には、実在的事実が記載されることになる。そして、もし仮に、直接的な実在的事実により犯罪行為が明示できない場合、間接的な実在的諸事実を多面的に「充実させること (Erfüllung)」によって犯罪行為が認定されることになるだろう。これが「直観による充実化」の論理であり、われわれがフッサールの論理学から学ぶべき最大のポイントである。

この「充実化」の論理は直観という認識方法に不可欠な要請である。まず、直観は対象を直接的に把握する認識方法であるから、たとえば感性的な知覚の場合、対象の「何処」を「知覚する」かに応じて、対象の「見え方」は常に部分的であり、かつ「遠近法的に縮尺」されているから、多様に変化し一定しない。たとえば「家」を見るとき、それを「前から」見るのか「横から」見るのかにより、家の「現れ方 (現出)」は異なるし、同じことだが、直観に与えられる「与えられ方 (射映)」も異なる。前方から見るとき、側面や裏面は隠れている。また、同じ対象でも、時間が変われば、「現出」も「射映」も、それぞれ異なった対象の1コマ1コマを示すだろう。そうすると、人間が何らかの対象を「知覚する」とき、部分的な射映 (現出) の連続を通じてのみ対象の全体を知覚するわけだから、より連続した、より多面的な射映を通じて、対象は「さまざまな側面から自

身を示す」ことになる<sup>52</sup>。つまり、家を直観するとき、対象たる家が完全に直観に与えられることはありえない。直観に与えられていない部分は、思考（カントの場合は「悟性」）によって想定されるのであるが（想像的射映 *imaginative Abschattung*）、このような場合でも、直観されていない側面や裏面が直観されている前面と共に思考されており（*mitmeinen*）、対象としての「家」自体が「把握されている（*erfassen*）」ことをフッサールは認める（『論研4』74頁以下）。

このように、知覚という作用はその都度その都度の射映によって与えられるのだが、射映のあるところに、実在的事実の部分的な充実が見られる。想像的射映で直観を欠く部分であっても、その前後の知覚的射映によって、実在的事実が補強的に充実される。そして、この充実の程度に応じて、より十全的な明証性が得られる。このように見れば、フッサールが提示した「充実の論理」は、まさしくカントが実在的可能性による事実の認識を「真理の論理学」としたことの実質的な補強に他ならない<sup>53</sup>。ここにもカントとフッサールの連続が認められるだろう。そして、特に、フッサールが充実化の作用と「正反対」の作用を「幻滅」と呼び、独断的な錯誤を回避する論理を示したことに注目しよう（『論研4』59頁以下）。フッサールの事例によれば、「Aは赤い」という言明にもかかわらず、本当は、それが「緑である」とすれば、言明化された認識は「赤いA」を志向しているのに、直観は「緑のA」を示している。この場合、認識者の志向は直観と「一致」せず、両者は「背反（*Streit*）」することになる。「幻滅」は、認識と直観の背反であり、認識が「偽である」ことを示すと共に、認

52 フッサール『論研3』144頁以下、『論研4』138頁以下参照。なお、フッサールは、この「現れ方」を「現出（*Erscheinung*）」と呼び、この「与えられ方」を「射映（*Abschattung*）」と呼ぶ。ところで、この現出や射映は「知覚」の核心であり、ここから、個別的なものと同類的なもの「観取」の共通性を引き出し、「本質直観」の可能性が論じられる点（例えば『イデーンI-I』はこの論点の考察から始まる）、現象学の主要問題につながる核心だが（だからフッサールは『論研4』254頁以下に補遺を付けて検討している）、ここでは触れない。

53 カントが超越論的弁証論を詳述したのは経験を超越した理性や悟性の「詭弁的な迷妄（*sophistische Blendwerke*）」を暴露し打破するためであった（カント上135頁）。

識者に対して、空虚な思考に捉われた「偽の認識」から脱却するための示唆機能をもつだろう。

この「幻滅」という訳語は現象学において定着している用語であるが、原語（Enttäuschung）の語義から見れば、「錯覚・錯誤（Täuschung）」からの「脱却（ent-）」を示す言葉であり、「脱—錯覚」という意味が本意であろう。フッサールによれば、「幻滅させる作用の対象は、志向する作用の対象とは『同じでないもの』『別のもの』として現出する」（『論研4』59頁）ことになるが、この「現出者」を見落としてはならない。東近江事件では、確定審判決は、検察官が主張するとおり、実行の着手時にアラームが鳴ったと認定しているが、すでに述べたとおり、病棟の誰の直観にもアラーム音は与えられていない。この時、まさに裁判官の志向は現場にいた人々の直観と背反し、裁判官は「幻滅」を経験したのである。すなわち、裁判官が志向する対象とは「別のもの」が現出したのであり、ここに検察ストーリーに捉われた「錯覚」から「脱却」する機会が「あった」のだが、それに気づくことなく、裁判官は「錯誤」を維持し続けたのである。フッサールならば、ここに、東近江事件の誤判原因があると指摘しただろう。

#### 5.4. 証明されざる犯罪

本稿は、カントが継承した伝統的真理論から出発し、独断論を克服するための実践的な論理として、フッサールの「明証論」を簡潔に概観した。そして、今、この視点から現実の個別的な刑事判例における「罪となるべき事実」の内容を見れば、わが国の刑事裁判における事実認定は本当に「空虚なもの」だと実感しうる。わが国の判決書は、たしかに職業裁判官が書いているだけあって、形式論理に矛盾もなく、「被告人が犯人である」という裁判官の認識が明記されている。しかし、カントやフッサールがそれを読めば、「書かれていること」は「よくわかる」が、しかし「空虚だ」と述べるだろう。東近江事件の「罪となるべき事実」では、頭の中に、Nの行為が「生き生きと思ひ浮かばない」とも指摘するだろう。そして、この事実認定で、Nが懲役12年の刑罰を受けて服役したと聞けば、彼らは

どのように言うだろうか。

これは単なる想像だが、おそらく、彼らは絶句する。何故か。たしかに、裁判官は「Nが犯人である」と書いているのだが、自己の認識が「真である」ことを証明していないからである。これほど「おそろしい」ことはない。しかし、わが国の確定有罪判決の中には、事実認定が「真である」ことを証明していない判決が「山のように」ある。本当に数多くある。たとえば、古くは帝銀事件の諸判決がそうであり、狭山事件・袴田事件・飯塚事件の確定諸判決などもそうである。最近の再審請求を棄却した諸決定でも、恵庭事件・大崎事件をはじめとして、確定諸判決の真理性が証明されていないケースは少なくない。

本稿でも指摘したことだが、これらの誤判例が量産されている1つの原因は「自由心証主義」に関する誤解である。多くの裁判官は、本稿で検討した大津地裁決定と同様、その自由な判断によって、有罪か無罪かを決定できると考えている。しかし、何度も述べたことだが、そのような権限は裁判官に与えられていない。与えられているはずがない。裁判官が有罪判決を書けるのは、訴追官の主張が「真である」と信じたときではなく、「真である」と証明したとき、ただ、この「とき」だけである。これは当然のことである。

## 6. 結 語

以上、本稿では、「独断論」的な事実の誤認から生じる「誤判」の問題について考察してきた。その中で、哲学史において形成されてきた伝統的な「真理論」の有効性を確認し、事実の認識にとって、何よりも実在的事実の直観が核心的なポイントであることを示した。最後に、供述調書の信用性について、N自白の評価を具体的素材として、再審無罪判決ですら問題を正確に捉えていないことを再確認しておこう。

本件の確定諸判決では、C鑑定に拠り死因が窒息死とされた上に、N自白が「真である」と認定されて、この2つが有罪の「根拠」となった。こ

れに対して、大津地裁の再審無罪判決は、N 自白を「真である」とは言えないと認定して、有罪判決の根拠を否定した。このように、確定諸判決と今回の無罪判決は、N 自白に関し、結論的な評価は対照的である。しかし、私見では、この両判決の思考は本質的に類似している。もちろん、「無罪」という結論に疑問はなく、結論は大賛成だが、検察が有罪を主張しない以上、基本的に、裁判所は「無罪」とするしかない。そして、そうであれば、有罪根拠を否定するしかなく、その点、自白の信用性を否定するのは「当然のこと」であった。私は、大津地裁の再審無罪判決を一読したとき、こういう安易な論理から判決を導き出した印象を禁じえなかった。最後に、この点を一瞥して、独断論的な誤判の問題を考察してきた本稿全体の結語としたい。

たとえば、N 自白の中に、A が死亡する際の表情変化を詳しく語った部分がある。すなわち、N は、A に酸素を送る呼吸器の管を外し、その直後に鳴るはずのアラーム音を消すため何度か消音ボタンを押した後、「A が眉間にしわを寄せて苦しそうにし、口をはぐはぐさせ、口を縦に大きく開け、目を上向きにして白目になったと供述し、さらにその際の A の顔は蒼白であった」（④ LEX/DB 16）と供述していた。この N 供述に対し、確定審の段階で、弁護人がどのように反論していたかは不明だが、確定 1 審の裁判官は、この自白につき「その場にいた者しか語れない迫真性に富んでいる」と説示し、確定 2 審でも「実際に経験した者でなければ供述できないような迫真性」だと説示して（いずれも②112頁より引用）、N 供述は「真である」と判断した。この確定 1・2 審判決に見られる表現は、自白の信用性を肯定する論拠として、従来、多くの裁判官が多用してきた常套句である。

これに対して、第 2 次再審請求審では、弁護人は、脳死状態にあった A がこのような様態を示すことはないと主張して、確定判決を批判した（① 116頁）。しかし、大津地裁決定では、弁護人が提示した医師の反対意見に対し、A は完全な脳死ではなかったという鑑定医 C の意見に依拠し、死亡直前の A の表情変化に関する「N の自白内容がありえないこととはい

えない」と判示した(①117頁)。これに対して、今回の再審無罪判決では、C鑑定やCの意見を「信用し難い」と斥け、N自白は「医学的知見に照らし、明らかに不合理」だとして、「本件自白供述の信用性には重大な疑義がある」(④LEX/DB 17)とした。

しかし、この再審無罪判決では、脳死のレベルに関するC鑑定書やCの法廷意見を斥けているのだが、肝心の「脳の状態」に関するC鑑定を否定する論拠としての「医学的知見」の内容が明示されていない。たしかに、無罪判決は「看護記録」や「診療記録」に記された表情の記載を論拠にしているが、このような表情の記載だけでは、実際にAの遺体を解剖して、「中脳を含めた脳幹の機能が一定程度残っていた」と判断した法医学者Cの見解を否定し得ないだろう。表情の変化は脳の機能に対応している以上、C鑑定やC意見の内容を否定するには、脳が機能していなかったことを証明するしかない。しかし、その「証明」はなく、ここに、今回の無罪判決への決定的な疑念がある。すなわち、今回の無罪判決は、供述の「真偽」に関する「証明」というレベルで確定諸判決を否定したのではなく、むしろ確定諸判決と同じ論理に立ちつつ、単に裁判官の「心証」のレベルで確定判決を否定したにすぎない。この点、従来の確定諸判決と比べて、まったく同じ論理に立脚している。

しかし、再審開始決定を見ると、あきらかに大阪高裁は「犯罪の証明」というレベルで考察していた。大阪高裁は、Aに中脳の機能が残っておれば、N供述のような表情の変化も「あり得る」ところ、実際に「Aの遺体を解剖した者」として、CがAの表情変化につき「あり得るとの判断をしている」以上、弁護人の主張は「自白の信用性を否定する決め手にまではならない」と冷静に指摘した(②111頁)。ただし、こう指摘した上で、大阪高裁は、死際にあるAの表情を語ったN自白に対し、それが「例えば秘密の暴露のように自白の信用性を決定づけるものではない」と述べた(②112頁)。「秘密の暴露」とは、とりわけ捜査官の知らない「実在的事実」を告示することであるが、そもそも、N自白の内容たる事実「そこに・あった・事実」として実在的な事実であることが証明されて

いない。要するに、大阪高裁は、N 自白が「それ単独で A が酸素供給途絶状態により死亡した」ことを証明しうる資格はないと明言したわけである。そして、そのことと、C 鑑定における死因特定の不十分さによる「証明力の減殺」とを併せて、N の有罪性の認定には、合理的な疑いが残るとしたのである（②113頁）。

この大阪高裁決定の意義は刑訴法の要求する「犯罪の証明」という客観的な基準を意識していた点にある。この意識は確定諸判決にはなかった。とりわけ、確定1・2審判決のように、「その場にいた者しか語れない迫真性」があるという情緒的な「真偽」の判断基準は、あきらかに大阪高裁決定が依拠した基準の対極にあり、誤判の有力な根拠である。調書から読み取れる「迫真性」は、調書作成者の作文力の効果であり、「調書に・書かれた・事実」の真理性を支えるものではない。「迫真性」の如き従来の裁判官が多用してきた「心証」形成の基準は、それが犯罪の「証明」と無関係であるが故に、供述の真理性を判断する基準としては断固として否定されるべきである。

重要なことは、自白であれ、目撃証言であれ、供述が「真である」か否かは、供述内容として「調書に・書かれた・事実」が実在的な「そこに・あった・事実」と一致するか否かによって決まることである。いわゆる「秘密の暴露」が真実性の基準になるのは、暴露された秘密が実在的事実だからである。この点、本件 N 自白の「どの部分にも」、実在的事実が記載されていないことにこそ注目すべきである。つまり、N の自白「調書に・書かれた・事実」は、その中の「どの部分」を取り上げても、実在的な「そこに・あった・事実」に支えられていない点、N 自白が「真である」ことは証明されていない。そうであれば、本件において、N 自白は N の犯罪をまったく証明していない。裁判官は常に「犯罪の証明」という点に回帰しなければならないだろう。